

道総研フェロー登録要綱

第1 趣旨

地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）を退職した研究職員（再雇用されていた者が退職した場合を含む。）であって退職後においても研究活動を自発的に行い高度な知識を生かして道総研の研究や広報に貢献する意思を有する者を「道総研フェロー」として登録し、その研究活動を支援するとともに、道総研が行う研究及び広報との連携を図る。

第2 区分

道総研フェローの区分は、次の2通りとする。

- (1) 道総研フェロー
上記第2により登録した者のうち、次の(2)に該当する者以外の者
- (2) 道総研シニアフェロー
上記第2により登録した者のうち、理事長職を経験した者

第3 登録

- (1) 理事長は、道総研を退職した研究職員であって、退職後においても研究活動を自発的に行い高度な知識を生かして道総研の研究や広報に貢献する意思を有する者を、道総研フェロー（道総研シニアフェローを含む。以下同じ。）として登録することができる。
- (2) 道総研フェローへの登録を希望する者は、希望する登録開始日の1月前までに、道総研フェロー登録申出書（以下「登録申出書」という。）（別記1号様式）を理事長に提出する。
- (3) 理事長は、上記(2)の申出書を審査の上、内容に不備がない場合は、道総研フェロー登録名簿（以下「登録名簿」という。）（別記第2号様式）により登録する。
- (4) 理事長は、道総研フェローに登録した者に対して承認書（別記第3号様式）を交付する。
- (5) 道総研フェローの登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、年度の途中に登録を開始したときは、登録開始日以降の最初の3月31日までとする。

第4 活動支援

- (1) 道総研フェローは、国立研究開発法人科学技術振興機構が管理運営する「リサーチマップ」に掲載された論文等の研究内容に関し、道総研から研究や広報のために必要な説明等を求められた場合は、積極的に協力を行うものとする。この場合、道総研は、原稿執筆料や講演料等の支給対象となる場合を除いて謝金は支給しない。
ただし、説明等のために遠隔地からの来所等を求める場合は旅費を支給することができる。
- (2) 道総研フェローには、在職中に使用していた道総研のメールアドレスを引き続き付与する。
- (3) 道総研フェローには、道総研各機関の図書室の利用を認める。
- (4) 道総研フェローの研究発表の機会を用意し、現役職員との交流を促進する。

第5 登録の更新及び抹消

- (1) 登録期間の更新を希望する道総研フェローは、登録期間満了の1月前までに登録申出書を理事長に提出するものとする。
- (2) 理事長は、道総研フェローから所定の期日までに登録申請書の提出がない場合は、登録期間満了をもって登録を抹消することとし、登録名簿にその旨、記載するものとする。
- (3) 理事長は、次の道総研フェローから道総研フェロー登録抹消申出書（別記4号様式）の提出があった場合には、登録抹消を希望する日をもって登録を抹消することとし、登録名簿にその旨、記載するものとする。
- (4) 上記のほか、理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。
 - ア 道総研フェローが約定に反して秘密事項を他に漏らしたとき
 - イ 道総研フェローに道総研の信用を損なう行為があったと認められるとき
 - ウ 道総研フェローが死亡したとき

第6 秘密保持

道総研フェローに対しては、登録後に知り得た道総研の研究上または行政上の秘密事項を他に漏らさないことの約定を求める。

第7 個人情報の管理

道総研は、登録名簿に登録された個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき取り扱う。

附則 この要綱は、平成25年5月7日から施行する。

附則 この要綱の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この要綱の改正は、令和5年4月1日から施行する。

【登録手続き等に関する経過措置】

- 1 令和5年4月1日からフェローとして登録を希望する場合は、令和5年3月24日までに「道総研フェロー登録申出書（別記1号様式）」を理事長に提出するものとする。
- 2 令和5年3月31日時点で登録済のフェローの登録期間は令和6年3月31日までとする。

【個人情報の管理】

令和5年3月31日までの間は、道総研は、登録名簿に登録された個人情報について、北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号）に基づき取り扱う。